

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は，原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告らは，原告に対し，連帯して3933万8520円及びこれに対する平成21年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は，原告が，被告らに対し，被告らの過失により原告所有のクレーン（以下「本件クレーン」という。）の転倒事故（以下「本件事故」という。）が発生したと主張して，民法719条1項前段の共同不法行為に基づく損害賠償として，3933万8520円及びこれに対する不法行為の日の翌日である平成21年1月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めている事案である。

- 1 前提事実（以下の事実は，当事者間に争いがない。）

(1) 元請関係

ア 被告東洋建設株式会社（以下「被告東洋建設」という。）は，平成20年5月14日，千葉県が発注した「a工事（栈橋工）」（以下「本件工事」という。）を受注した。

イ 本件工事の工程は，以下のとおりであった。

- (ア) 仮設栈橋設置工事
- (イ) 鋼管杭打設工事
- (ウ) 仮設栈橋撤去工事その1
- (エ) 仮設栈橋撤去工事その2

(2) 仮設栈橋設置工事及び仮設栈橋撤去工事の下請関係

ア 被告東洋建設は，被告株式会社ライト建設（以下「被告ライト建設」という。）に対し，本件工事のうち，仮設栈橋設置工事及び仮設栈橋撤去工事を発注した。

イ 被告ライト建設は，被告有限会社森川重機工事（以下「被告森川重機」という。）に対し，上記アの工事（ただし，施工管理を除く。）を発注

した。

(3) 鋼管杭打設工事の下請関係

ア 被告東洋建設は、株式会社オトワコーエイに対し、本件工事のうち、鋼管杭打設工事を発注した。

イ 株式会社オトワコーエイは、被告日本ベース株式会社（以下「被告日本ベース」という。）に対し、上記アの工事（ただし、施工管理を除く。）を発注した。

(4) 本件クレーンの賃貸借関係

ア 原告は、本件クレーンの所有者である。

イ 原告は、エス・アール・エス有限会社に対し、本件クレーンを賃貸した。

ウ エス・アール・エス有限会社は、株式会社ポイント（以下「ポイント」という。）に対し、本件クレーンを賃貸した。

エ ポイントは、被告森川重機に対し、本件クレーンを賃貸した。

(5) 仮設栈橋設置工事の施工

被告森川重機は、本件クレーンを使用して、仮設栈橋設置工事を施工した。

(6) 本件事故の発生

平成21年1月22日、被告日本ベースが本件クレーンを使用して鋼管杭打設工事を施工している際に、本件クレーンが転倒するという事故（本件事故）が発生した。その際、本件クレーンにはカウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていなかった。

2 争点

(1) 本件事故の発生原因

（原告の主張）

本件事故は、子フックに吊り下げられていた下スクリューに大量の土砂が付着していたにもかかわらず、そのままの状態でも本件クレーンを回転させたことが原因で、回転終了時の動荷重により負荷率が127パーセントを超えて本件クレーンが転倒するという機序によって発生したものである。

カウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていたか否かは、負荷率に7パーセント程度の影響を与えるにすぎず、これらが取り付けられていなかったことが本件事故に寄与したものであるとしても、その程度はごくわずかと考えられる。

(2) 被告日本ベースの不法行為

（原告の主張）

ア 移動式クレーンの選定に際しては、定格荷重の1ないし2割の余裕をもった機種を選定し、それに見合った計画を立てる必要がある。しかし、本件クレーンの転倒時の作業半径及び吊り下げ重量からすると、仮に本件クレーンにカウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていたとしても、その負荷率は96パーセントであり、オーバーロードまで4パーセントの余裕しかなかった。

したがって、被告日本ベースは、そもそも本件クレーンを使用すべきではなかったし、本件クレーンを使用するのであれば、作業半径を小さくする必要があった。しかし、被告日本ベースは、そのような手立てを取ることなく本件事故を発生させた。

イ 本件事故当時、本件クレーンには、子フックに吊り下げられていた下スクリュウに大量の土砂が付着していた。

したがって、被告日本ベースは、下スクリュウを吊り下げる際に高圧洗浄機により土砂を洗い落とさなければならなかったし、このような状態で作業をするのであれば、より緩やかな速度で旋回をしなければならなかった。しかし、被告日本ベースは、そのような手立てを取ることなく本件事故を発生させた。

ウ 本件クレーンについて負荷率が100パーセントを超えれば、過重負荷防止装置が働き、本件クレーンは自動的に動作が中止される。しかし、本件事故の際には過重負荷防止装置は機能しなかった。これは、被告日本ベースが過重負荷防止装置のスイッチを切って作業していたことを示すものである。

このように、被告日本ベースは、過重負荷防止装置のスイッチを切って作業をした過失により本件事故を発生させた。

エ 被告日本ベースは、本件クレーンを使用するに当たり、上記のような作業に対応できる内容の機種であるか、カウンタウエイトE等が取り付けられているかどうかを確認して使用すべきであった。

しかし、被告日本ベースは、そのような手立てを取ることなく本件事故を発生させた。

(3) 被告森川重機及び被告ライト建設の不法行為

(原告の主張)

カウンタウエイトEの未整備が本件クレーンの転倒に寄与した場合、被告森川重機及び被告ライト建設は、過失によりカウンタウエイトEを設置しないまま本件クレーンを組み立てたことにより、被告日本ベースが本件クレー

ンを転倒させたことに加功した。

(4) 被告東洋建設の不法行為

(原告の主張)

ア 被告日本ベースの工事は、被告東洋建設の監督の下に施工されたものであり、被告東洋建設と被告日本ベースの関係は、使用者と被用者との関係又はこれと同視できるものであるから、被告東洋建設は、民法715条に基づき、被告日本ベースの過失により発生させた本件事故の責任を負う。

イ 被告森川重機及び被告ライト建設の本件クレーンの組立ては、被告東洋建設の監督の下に施工されたものであり、被告東洋建設と被告森川重機及び被告ライト建設の関係は、使用者と被用者との関係又はこれと同視できるものであるから、被告東洋建設は、民法715条に基づき、被告森川重機及び被告ライト建設の過失により発生させた本件事故の責任を負う。

(5) 関連共同性

(原告の主張)

被告らは、時期を異にして協議することによって、被告森川重機から被告日本ベースに対する本件クレーンの無断転貸を実現させたものであり、この無断転貸の結果、被告森川重機がポイントに本件クレーンを返還することが不可能となり、所有者である原告に損害が生じたものであるから、被告らの不法行為は関連共同性を有する。

(6) 損害

(原告の主張)

ア 本件クレーンの価値 3000万円

イ 得べかりし賃料収入 480万円(月額80万円, 6か月相当分)

ウ スクラップ代等 48万3000円(甲7), 48万5520円(甲8)

エ 弁護士費用 357万円

第3 争点に対する判断

1 争点(1)(本件事故の発生原因)について

(1) 証拠(乙ニ7)によれば、被告日本ベースが本件クレーンを使用して実施していた鋼管杭打設工事の作業内容は、仮設栈橋上から、本件クレーン及び三点式杭打機(以下「杭打機」という。)を用いて、栈橋の橋脚に当たる鋼管杭を海底の支持層まで打ち込むというものであったこと、その作業手順は、2本の鋼管杭を打設することが1つのサイクルとなっており、全部で16本の鋼管杭を打設する作業であったこと、この1サイクルの具体的な手

順は以下のとおりであったことが認められる。

ア 本件クレーンは、栈橋上に置いてある鋼管杭下杭（1本目）を親フックで吊り上げる。栈橋上に置いてある下スクリューを子フックに取り付け、そのまま鋼管杭下杭（1本目）に挿入する。鋼管杭下杭（1本目）及び下スクリューを吊り下げているブーム先端を、鋼管杭（1本目）を打設する場所まで旋回させ、鋼管杭下杭（1本目）及び下スクリューを着底するまで建て込む。陸側に移動する。

イ 杭打機は、鋼管杭下杭（1本目）及び下スクリューが建て込んである位置まで移動し、中堀圧入ができるように鋼管杭下杭（1本目）及び下スクリューをセットする。鋼管杭下杭（1本目）及び下スクリューを、鋼管杭下杭（1本目）の頭が栈橋より少し上に出る位置まで中堀圧入する。鋼管杭下杭（1本目）及び下スクリューを切り離す。陸側に移動する。

ウ 本件クレーンは、鋼管杭上杭（1本目）を親フックに、上スクリューを子フックに取り付け、吊り上げる。上スクリューは鋼管杭上杭（1本目）の中に挿入される。鋼管杭上杭（1本目）及び上スクリューを吊り下げているブーム先端を、鋼管杭（1本目）を打設する場所まで旋回させ、鋼管杭上杭（1本目）及び上スクリューを建て込み、それらと鋼管杭下杭（1本目）及び下スクリューを接続・溶接する。鋼管杭上杭（1本目）及び上スクリューの玉掛けを解除し、陸側に移動する。

エ 杭打機は、鋼管杭下杭（1本目）、下スクリュー、鋼管杭上杭（1本目）及び上スクリューが建て込んである位置まで移動し、中堀圧入ができるように鋼管杭上杭（1本目）及び上スクリューをセットする。鋼管杭上杭（1本目）及び上スクリューを、鋼管杭上杭（1本目）の頭が栈橋より少し上に出る位置まで中堀圧入する。上スクリュー及び下スクリューを引き上げるが、下スクリューは、鋼管杭（1本目）から少しはみ出る程度までしか引き上げない。この時、上スクリューと下スクリューは切り離される。下スクリューが海底へ下がらないよう、鋼管杭（1本目）と下スクリューに「かんざし」を設置する。上スクリューを取り付けたまま、陸側に移動する。

オ 本件クレーンは、鋼管杭下杭（2本目）を親フックで吊り上げる。海側に移動し、鋼管杭（1本目）の中に挿入されている下スクリューをかんざしから外し、下スクリューを子フックで吊り上げる。下スクリューは鋼管杭下杭（2本目）の中に挿入される。ブーム先端を鋼管杭（1本目）打設位置から旋回させる。

カ 上スクリューを取り付けている杭打機は、海側に移動し、上スク

リューを既に中堀圧入されている鋼管杭（１本目）の中に仮置きする。その際、上スクリューが海底へ下がらないよう、鋼管杭（１本目）と上スクリューに「かんざし」を設置する。陸側に移動する。

キ 本件クレーンは、ブーム先端を旋回させ、吊り上げている鋼管杭下杭（２本目）及び下スクリューを着底するまで建て込む。陸側に移動する。

ク 杭打機は、鋼管杭下杭（２本目）及び下スクリューが建て込んである位置まで移動し、中堀圧入ができるように鋼管杭下杭（２本目）及び下スクリューをセットする。鋼管杭下杭（２本目）及び下スクリューを、鋼管杭下杭（２本目）の頭が栈橋より少し上に出る位置まで中堀圧入する。鋼管杭下杭（２本目）及び下スクリューを切り離す。陸側に移動する。

ケ 本件クレーンは、鋼管杭上杭（２本目）を親フックで吊り上げる。海側に移動し、ブーム先端を鋼管杭（１本目）を打設した位置まで旋回させ、鋼管杭（１本目）の中にある上スクリューを子フックで吊り上げる。上スクリューは鋼管杭上杭（２本目）の中に挿入される。鋼管杭上杭（２本目）及び上スクリューを吊り下げているブーム先端を、鋼管杭（２本目）を打設する場所まで旋回させ、鋼管杭上杭（２本目）及び上スクリューを建て込み、それらと鋼管杭下杭（２本目）及び下スクリューを接続・溶接する。鋼管杭上杭（２本目）及び上スクリューの玉掛けを解除し、陸側に移動する。

コ 杭打機は、鋼管杭下杭（２本目）、下スクリュー、鋼管杭上杭（２本目）及び上スクリューが建て込んである位置まで移動し、中堀圧入ができるように鋼管杭上杭（２本目）及び上スクリューをセットする。鋼管杭上杭（２本目）及び上スクリューを、鋼管杭上杭（２本目）の頭が栈橋より少し上に出る位置まで中堀圧入する。上スクリュー及び下スクリューを引き上げるが、下スクリューは、鋼管杭（２本目）から少しはみ出る程度までしか引き上げない。この時、上スクリューと下スクリューは切り離される。下スクリューが海底へ下がらないよう、鋼管杭（２本目）と下スクリューに「かんざし」を設置する。上スクリューを取り付けたまま、陸側に移動する。

サ 本件クレーンは、鋼管杭（２本目）及び下スクリューに設置されている「かんざし」を外し、下スクリューを引き上げて仮設栈橋上に仮置きする。杭打機は、引き上げていた上スクリューを鋼管杭（２本目）内に仮置きする。上スクリューが海底へ下がらないよう、鋼管杭（２本目）と上スクリューに「かんざし」を設置する。本件クレーンは、鋼管杭（２本目）及び上スクリューに設置されている「かんざし」を外し、上スクリューを引き上げて仮設栈橋上に仮置きする。本件クレーンにより、鋼管杭（２本目）上に

ヤットコを設置し、その上に油圧ハンマーを設置した上で鋼管杭（2本目）を打設する。この作業を鋼管杭（1本目）についても実施する。

(2) 証拠（乙ロ5，乙ニ7，10，証人F，証人G）によれば，本件事故は，15本目の鋼管杭の中掘圧入が終了し，16本目の鋼管杭の打設に入る際に，上記(1)オ記載のとおり，本件クレーンが，鋼管杭下杭（2本目）を親フックで吊り上げて海側に移動し，鋼管杭（1本目）の中に挿入されている下スクリューをかんざしから外し，下スクリューを子フックで吊り上げ，下スクリューが鋼管杭下杭（2本目）の中に挿入された状態にし，ブーム先端を鋼管杭（1本目）打設位置から旋回させた際に発生したものと認められる。

(3) 原告は，本件事故は，子フックに吊り下げられていた下スクリューに大量の土砂が付着していたにもかかわらず，そのままの状態で行った本件クレーンを旋回させたことが原因で，旋回終了時の動荷重により負荷率が127パーセントを超えて本件クレーンが転倒するという機序によって発生したものであると主張する。

(4) しかし，本件事故発生の際，下スクリューに大量の土砂を付着させたまま本件クレーンを旋回させたものと認めるに足りる証拠はない。

この点について，原告は，本件事故後，本件クレーンを海中から引き上げた際に下スクリューに土砂が付着している状況を撮影した写真（甲12）を提出するが，これらの写真によっても下スクリューに大量の土砂が付着していたものとはうかがわれない。

他方，本件事故の際に現場にいたF及びGは，下スクリューを引き上げる際に高圧洗浄機で土砂を洗い落としていたと供述しており（同人ら作成の陳述書（乙ロ5，乙ニ10）にもこれと同旨の記載がある。），これらの供述等の信用性を否定するに足りる証拠はない。これらに照らせば，むしろ，本件事故発生の際，下スクリューに大量の土砂が付着している状況はなかったものと認めることができる。

(5) また，前記前提事実(6)記載のとおり，本件事故の際，本件クレーンにはカウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていなかったものと認められる。このことが本件事故の発生原因であった可能性を否定するに足りる証拠はない。

この点について，原告は，日立住友重機械建機クレーン株式会社が作成した「SC800安定度計算」と題する書面（甲5。以下「本件計算書」という。）を提出しており，この書面には，カウンタウエイトE及びトラックシュー

一 2 枚が装着されていない場合であっても、ドリルに土等が付着しておらず、また、動荷重係数がかからなければ、負荷率は103パーセントに止まり、127パーセントに達しないので、転倒には至らないことが記載されている（同書面の「1」）。

しかし、日立住友重機械建機クレーン株式会社の社員であるHの供述によれば、この計算を行う際には、クレーンの重心や姿勢が検討されていないことがうかがわれるのであって、カウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が装着されていなかったことによって、本件クレーンの負荷率が大幅に高い値になっており、このことが原因で本件事故が発生した可能性を否定できない。

(6) したがって、本件事故が、子フックに吊り下げられていた下スクリーンに大量の土砂が付着していたにもかかわらず、そのままの状態の本件クレーンを旋回させたことが原因で発生したものとは認められない。むしろ、カウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていないという重大な問題が存在したのに対し、他に転倒の原因となるような事情がうかがわれないうことに照らせば、このことが本件事故の主たる原因であったものと推認できる。

2 争点(2) (被告日本ベースの不法行為) について

(1) 原告は、仮に本件クレーンにカウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていたとしても、その負荷率は96パーセントであり、オーバーロードまで4パーセントの余裕しかなかったものであるから、被告日本ベースは、そもそも本件クレーンを使用すべきではなかったし、本件クレーンを使用するのであれば、作業半径を小さくする必要があったと主張する。

この点について、本件計算書には、本件クレーンにカウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていた場合の負荷率が96パーセントであるとの記載がある（同書面の「5」）。また、「移動式クレーン運転の安全（改訂版）」と題する書籍には、「機種を選定にあたっては、作業時の最大定格総荷重に対し1～2割の余裕をもった機種選定とそれに見合う計画をすることが必要である。」との記載がある（甲16・84頁）。

しかし、被告日本ベースの代表者であるDは、本件クレーンの最大吊り荷重量が80トンであり、今回の現場で使うには十分であったと判断したと供述している（同人作成の陳述書乙ロ6にもこれと同旨の記載がある。）。証拠（甲9・181頁）によれば、本件クレーンの最大吊上げ能力は80トン×

4メートルであるものと認められる。本件計算書においては、本件クレーンを使用した作業における吊り重量を17.5トンから22トンと試算しており、この程度の荷重量の作業を本件クレーンで行うこと自体が不相当であったとは考えにくい。したがって、上記証拠によっても、本件クレーンの使用自体が不相当であったなどとは認められず、他にこのような事実を認めるに足りる証拠はない。また、被告日本ベースが、本件クレーンを使用する際に、作業半径を十分に小さくしなかったために本件事故が発生したなどと認めるに足りる証拠は何もない。

(2) 原告は、被告日本ベースは、下スクリューを吊り下げる際に高圧洗浄機により土砂を洗い落とさなければならなかったし、土砂が大量に付着した状態で作業をするのであれば、より緩やかな速度で旋回をしなければならなかった。しかし、被告日本ベースは、そのような手立てを取ることなく本件事故を発生させたと主張する。

しかし、本件事故発生の際、下スクリューに大量の土砂が付着している状況はなかったものと認められることは上記1(4)記載のとおりである。また、被告日本ベースが、本件クレーンを使用する際に、緩やかな速度で旋回をしなかったため、異常な動荷重係数がかかり、このことが原因で本件事故が発生したなどと認めるに足りる証拠は何もない。

(3) 原告は、被告日本ベースが過重負荷防止装置のスイッチを切って作業をした過失により本件事故を発生させたと主張する。そして、その根拠として、仮に過重負荷防止装置が作動すれば、警報が鳴ったり、自動停止したりして危険を知らせるはずであるから、本件事故を防止できたはずであることを指摘する。

しかし、本件事故の際、本件クレーンには、カウンタウエイトE及びトラックシュー2枚が取り付けられていなかったのであるから、本件クレーンが転倒するに至るまで、過重負荷防止装置が正常に作動しなかった可能性を否定できないというべきである。その他、被告日本ベースが過重負荷防止装置のスイッチを切って作業をした過失により本件事故を発生させたなどと認めるに足りる証拠はない。

(4) 原告は、被告日本ベースが、本件クレーンを使用するに当たり、本件作業に対応できる内容の機種であるか、カウンタウエイトE等が取り付けられているかどうかを確認して使用すべきであったと主張する。

しかし、被告日本ベースの代表者であるDが、本件クレーンを今回の現場で使うには十分であったと判断したものであり、そのことが不適切であった

と認められないことは上記(1)記載のとおりである。

また、被告日本ベースが、カウンタウエイトE等が取り付けられていないことを認識しないまま本件クレーンを使用したことは当事者間に争いがなく、この点についての確認が不十分であった可能性は否めないが、カウンタウエイトE等が取り付けられていない本件クレーンが使用されたことについて、原告に重大な落ち度があったことは下記3記載のとおりであり、このような落ち度のある原告に対し、被告日本ベースの側で、自ら部品の不足があることを発見し、もって事故の発生を未然に防止すべき義務を負っていたなどと認めることはできない。

3 争点(3)（被告森川重機及び被告ライト建設の不法行為）について

原告は、被告森川重機及び被告ライト建設が、過失によりカウンタウエイトEを設置しないまま本件クレーンを組み立てたことにより、被告日本ベースが本件クレーンを転倒させたことに加功したと主張する。

この点について、証拠（乙イ3、被告森川重機代表者本人）によれば、被告森川重機は、カウンタウエイトEが取り付けられていないことを認識しないまま本件クレーンを組み立てたこと、被告森川重機は、上記組立作業の際、本件クレーンの取扱説明書（甲9）を参照しなかったことが認められる。以上によれば、被告森川重機は、本件クレーンの組立てに際し、クレーン等安全規則75条の2第2項2号の規定を遵守し、部品の不足（同号の「材料の欠点」に相当する。）の有無を十分点検することを怠っていたものと言わざるを得ない。

しかし、クレーン等安全規則は、労働安全衛生法の規定に基づき、及び同法を実施するために定められたものであり（同規則前文）、かつ、同法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としており（同法1条）、上記規定は、飽くまでも労働者の安全と健康のために事業者に点検の義務を課すものにすぎず、クレーンの所有者に損害が生じることを防止するためにこのような義務を課しているものではない。

そもそも、本件クレーンは、ポイントから被告森川重機に賃貸されたものであるところ、証拠（甲22、乙イ3、証人I、証人J、被告森川重機代表者本人）によれば、本件クレーンは、原告が委託した有限会社松丸運送店（以下「松丸運送」という。）において保管しており、原告の指示に基づき、松丸

運送の担当者が、被告森川重機が手配した運送業者に引き渡したものであるが、この引き渡しの際にカウンタウエイトEが引き渡されなかったものと認められる。以上の事実を照らせば、原告の履行補助者である松丸運送の担当者が、ポイントのために保管している本件クレーンを、ポイントの指示に基づき被告森川重機に引き渡す際に、カウンタウエイトEを置き忘れたものであって、カウンタウエイトEが取り付けられていない本件クレーンが使用されたことについては、原告には重大な落ち度があったものというべきである。このような落ち度のある原告に対し、被告森川重機の側で、自ら部品の不足があることを発見し、もって事故の発生を未然に防止すべき義務を負っていたなどと認めることはできない。

また、証拠（乙ハ1、証人K）によれば、被告ライト建設は、そもそも本件クレーンの組立てに関与していないものと認められる。

これらに照らせば、カウンタウエイトEを設置しないまま本件クレーンを組み立てたことについて、被告森川重機及び被告ライト建設が原告に対する注意義務を怠ったなどと認めることはできない。

4 争点(4)（被告東洋建設の不法行為）について

原告は、被告日本ベース、被告森川重機及び被告ライト建設の不法行為について、被告東洋建設が民法715条の使用者責任を負担すると主張するが、そもそも被告日本ベース、被告森川重機及び被告ライト建設が原告に対して不法行為をしたものと認められないことは上記のとおりである。したがって、原告の上記主張は採用できない。

第4 結論

よって、本訴請求は理由がないから、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

（裁判官 榮岳夫）